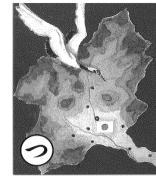




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月21日(金) 号外(第1号)

目次

ページ

条 例

- 群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 2
- 群馬県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例(同) 3
- 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(同) 3
- 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例(同) 10
- 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(同) 11
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(同) 16
- 群馬県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(同) 17
- 群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例(同) 18
- 群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(同) 18
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(同) 26
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(同) 26
- 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(同) 30
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(同) 30
- 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(同) 31
- 群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(同) 31
- 職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例(同) 32
- 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例(同) 32
- 群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(イベント産業振興課) 33
- 公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(福利課) 34
- 群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課) 38
- 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(同) 38
- 群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(同) 43
- 群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) 44
- 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(同) 44
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(同) 51
- 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(同) 52
- 群馬県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例(同) 52
- 群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例(選挙管理委員会) 53
- 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(企業局総務課) 53
- 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(病院局経営戦略課) 54

■ 条 例

群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十三号

群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第一条の四中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 当分の間、次に掲げる措置については、法第二十七条第二項に規定する降給とみなす。

一 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)附則第十五項に規定する措置

二 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)附則第十一項に規定する措置

三 前二号に掲げる措置に相当するもので規則その他の規程で定めるもの

3 任命権者は、人事委員会規則又は任命権者の定めるところにより、前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員に対して、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十四号

群馬県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十五号

群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項及び第六項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第四項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の二を削る。

第十二條の六第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「以下」の下に「この項から第四項までにおいて」を加え、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「要勤務日数(以下この号)に、「職員(以下この条)を「職員(次項)に、「その者」を「当該職員」に、「割合(以下この条)を「割合(次項)に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十四條第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第一号及び同条第五項第

一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十七条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 定年前再任用短時間勤務職員の勤務一時間当たりの給与額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間が勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間であるものとした場合における給料の月額、前項の手当（初任給調整手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を除く。）の月額及び一週間当たりの勤務時間を基礎にして、前項の規定を適用して得られる額とする。

第二十条第二項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の四第二項中「第八条の三」を「第五条第一項及び第三項から第九項まで、第八条の三」に改め、「第十一条」の下に「第十二条」を加え、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条中「基いて」を「基づいて」に改める。

附則第四項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則第五項中「については」の下に「この条例に別段の定めがある場合を除き」を加える。

附則に次の十項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳（群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十一号）による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例（次項第二号において「令和五年旧定年条例」という。）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（附則第十七項及び第十九項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第五条第一項、第三項、第五項及び第六項

の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 令和五年旧定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員

三 群馬県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

四 群馬県職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員

五 群馬県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

17 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第二十一項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び附則第十九項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「第四条第四項の規定により当該職員の属する

職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第四号に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十五項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 附則第十八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十八項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第十五項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十七項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十七項及び第十八項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第十七項(附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十九項(附則第二十項において準用する附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十七項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第十七項(附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十九項(附則第二十項において準用する附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二

十条第五項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十七項(附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十九項(附則第二十項において準用する附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第十五項から前項までに定めるもののほか、附則第十五項の規定による給料月額、附則第十七項の規定による給料その他附則第十五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「~~其中由壽加~~」を「~~其中由壽加~~」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
円	円	円	円	円	円
,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

額	基準給料月額	基準給料月額
円	円	円
800	377,900	409,500

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料
	円	円	円	
	187,700	215,200	255,200	274

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月
	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第四イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

基準給料月額	基準給料月額
円	円
322,800	365,000

別表第四ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第四の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員(再任用職員)」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	289,700

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	289,700	326,200	370,600

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
円	円	円	円	円	円
201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

別表第五再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

前任用 年間職 定再短 勤務員	
--------------------------	--

前任用 年間職 定再短 勤務員	
--------------------------	--

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の群馬県職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第十五項から第二十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。次条第一項において「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第五項から第八項までにおいて同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第五条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される群馬県職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第四項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)第二条第二項の規定により定められた

当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される群馬県職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第四項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員に属する職務の級に応じた額に、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十二条の六第二項第二号、第十四条第二項及び第十七条第二項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十条第三項の規定を適用する。

6 改正後の条例第二十一条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 群馬県職員の給与に関する条例第五条第一項、第五項及び第七項から第九項まで、第八条の三、第十一条、第十二条、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の七、第十三条の二並びに第十三条の三並びに改正後の条例第五条第三項、第四項及び第六項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十六号

群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の寒冷地手当に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）並びに」を削る。

第四条第一項中「再任用職員及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十七号

群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「含む。」の下に「第十条第二項において「勤務日数」という。」を、「十八日」の下に「(一月間の日数(群馬県の休日)を定める条例(平成元年群馬県条例第十六号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)(が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十五項及び第二十二項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」を加える。

第五条の三中「十年」を「十五年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)(の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合に

において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十五項及び第二十二項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)(とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)(とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)(と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)(と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「同項第二号ロ」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。)(。次号において同じ。)」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(一)に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項を次のように改める。

第六条の二第二号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額(第五条の三の二第一号
一	(第五条の三の二において読み替えて準用する	において読み替えて準用する場合には、特定減額前俸給月額(同条の

<p>る場合にあつては、特 定減額前俸給月額(同 条の規定により読み替 えられた第五条の二に 規定する特定減額前俸 給月額をいう。)。次 号において同じ。)</p>	<p>規定により読み替えられた第五条の二 に規定する特定減額前俸給月額をい う。)。以下この号及び次号において 同じ。)。及び特定減額前給料月額に退 職の日において定められているその者 に係る定年と退職の日におけるその者 の年齢との差に相当する年数一年につ き百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
--	---

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「額(以下)の下に」この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第七条第十項中「(昭和二十九年法律第百六十二号)」を削る。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「十八日」を「職員みなし日数」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事その旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を

「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から第二十五項までを削る。

附則第二十六項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第六十九号) 附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)) 又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号) 附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。))」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十七項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第七十一号)」を、「日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第八十七号)」を、「国家公務員等退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第百八十二号)」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十八項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号) 附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号) 第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十九項中「附則第三十三項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三十項中「条例第二十六号」を「群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年群馬県条例第二十六号。次項及び附則第八項において「条例第二十六号」という。))」に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第十七項から第二十七項まで」に、「附則第三十項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三十一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)) 及び附則第二十項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第三十二項中「第五条」の下に「又は附則第十八項」を加え、「附則第三十項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十三項を附則第九項とし、附則第三十四項から第三十七項までを二十四項

- ずつ繰り上げ、附則第三十八項を附則第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 15 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。
- 附則第三十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十六項とする。
- 附則に次の十一項を加える。
- 17 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳(群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号。以下「令和五年旧職員定年条例」という。))第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第四条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十七項」とする。
- 18 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳(令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第五条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「又は第五条又は附則第十八項」とする。
- 19 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 一 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員
- 二 群馬県職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員
- 三 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員
- 20 群馬県職員の給与に関する条例附則第十五項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。
- 21 当分の間、附則第二十四項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の末日(以下この項において「旧定年退職日」という。)後に退職した場合であつて、当該者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。)中に、給料月額額の減額改定以外の理由(群馬県職員の給与に関する条例附則第十五項の規定による職員の給料月額額の改定を除く。)により当該者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該者が旧定年退職日に退職したものであるとして計算した退職手当の額が、当該者が現に退職した日をもつて計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもつて当該者に支給すべき退職手当の額とする。
- 22 前項の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について、第五条の三の二において準用する第五条の二の規定を適用する場合について準用する。
- 23 当分の間、第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。次項において同じ。)に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三中「定年に達する日」とあるのは「定年(群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号。以下この条及び第六条の三において「令和五年旧職員定年条例」という。))第三条第二号に掲げる職員に相当する職員及び附則第十九項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては六十三歳とし、附則第十九項第一号に掲げる職員及び同項第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)に達する日」と、同条の表第五条第一項の

項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年(令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員及び附則第十九項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員にあつては六十歳とし、附則第十九項第一号に掲げる職員及び同項第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）」と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

24 当分の間、第五条第一項に規定する者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五条の三の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「零月」とする。

令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員及び附則第十九項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員	六十三歳
附則第十九項第一号に掲げる職員及び同項第二号に掲げる職員	六十五歳
附則第十九項第三号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

25 当分の間、第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者及び法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用につい

ては、第五条の三中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「その者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

26 当分の間、第五条第一項に規定する者(職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。))であつて附則第二十四項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「附則第二十四項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 当分の間、第五条第一項に規定する者(職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。))であつて附則第二十四項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則

1 (施行期日等)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項本文及び第

十条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「職員が、」を「職員が」に改める部分を除く。）及び同条第十一項第五号並びに附則第三十九項の改正規定（同項を附則第十六項とする部分を除く。）並びに次項及び附則第四項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（第十条第四項の改正規定（「職員が、」を「職員が」に改める部分に限る。）及び附則第三十九項の改正規定（同項を附則第十六項とする部分に限る。）を除く。）による改正後の群馬県職員退職手当に関する条例（以下この項において「新適用条例」という。）附則第三十九項の規定は令和四年四月一日から、新適用条例第十条第四項の規定及び附則第五項の規定は令和四年七月一日から、新適用条例第二条第二項本文及び第十条第二項の規定、改正後の群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年群馬県条例第六十七号）附則第四項及び第七項の規定並びに附則第四項の規定は令和四年十月一日から適用する。（経過措置）

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の群馬県職員退職手当に関する条例（次項及び附則第五項において「新条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

4 新条例第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

5 新条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正）

6 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

例第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「新条例第二条第二項」を「群馬県職員退職手当に関する条例第二条第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三条」を「同条例第三条」に改める。

附則第七項中「新条例」を「群馬県職員退職手当に関する条例」に改める。

（群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正）

7 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年群馬県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例」を「群馬県職員退職手当に関する条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第十七項若しくは第十八項」を加え、「新条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二まで及び附則第十七項から第二十七項」に改める。

附則第六項中「新条例」を「群馬県職員退職手当に関する条例」に、「新条例第五条の二」を「同条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第二十項」に改める。

附則第七項中「新条例第五条」を「群馬県職員退職手当に関する条例第五条又は附則第十八項」に改める。

附則第八項中「新条例」を「群馬県職員退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十四項各号列記以外の部分中「対する新条例」を「対する群馬県職員退職手当に関する条例」に、「新条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、同項第一号中「新条例」を「群馬県職員退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

（群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正）

8 群馬県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年群馬県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第三十項」を「附則第六項」に改める。

（群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正）

9 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年群馬県条例

第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「附則第三十項から第三十二項まで」を「附則第六項から第八項まで」に改める。

群馬県職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十八号

群馬県職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の特務勤務手当に関する条例（昭和三十六年群馬県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

（給与条例附則第十七項等の規定の適用を受ける職員の特例）

9 給与条例附則第十七項（給与条例附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九項（給与条例附則第二十項において準用する附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十一項又は第二十二項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第二項第二号又は第十七条第二項第三号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第十七項（給与条例附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九項（給与条例附則第二十項において準用する附則第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第四条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

群馬県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十九号

群馬県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の群馬県職員等の旅費に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第二条第一項第一号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十号

群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例

群馬県職員賞じゆつ金授与条例(昭和四十三年群馬県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この条例による改正後の群馬県職員賞じゆつ金授与条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十一号

群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職務上限年齢制(第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十二条)

第五章 雑則(第十三条)

附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七並びに警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六條の四第二項」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書中「次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢」を「保健所その他医療業務を行う施設等(病院を除く。)において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢七十年」に改め、同条各号を削る。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き

「続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第二項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。)を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同条第二号中「その」を「当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず」に、「こと」に改め、同条第二号中「前項の事由」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第三号中「引き続き」を「引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(病院、保健所その他医療業務を行う施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

- 一 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)第八条の二第一項、群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)第三条の二、群馬県病院事業職員給与の種類の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)第五条又は群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)第十一条の二第一項に規定する管理職手当を支給される職員の職
- 二 警察法第六十二条に規定する警視又は警部の階級にある群馬県警察の警察官

(前号に該当する職を除く。)

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十歳とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- 三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合

には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階

階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。

この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第十条において「降任等」という。）とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「降任等をした」と読み替えるものとする。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことのできる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更

に延長することができる(ときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

第十三条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の四項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、この限りでない。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。)による改正前の第三条各号に掲げる職員(病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)であつて、改正後の第三条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

一 令和四年改正条例による改正前の第三条第一号に掲げる職員(病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条ただし書中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

二 令和四年改正条例による改正前の第三条第二号に掲げる職員については、次の

表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期

を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第三条ただし書及び令和四年改正条例による改正前の第三条第一号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年(令和四年改正条例による改正前の第三条第二号に掲げる職員にあっては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警察官(以下単に「特定地方警察官」という。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警察官に対し、当該特定地方警察官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の群馬県職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年(新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第三条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定

する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することを用。又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用することを用。次項第五号において同じ。))をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会

規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定

再任用をされたことがある者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

4 暫定再任用職員(第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間

勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第八条において同じ。)に達している者(新条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)

第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める職及び年齢)

第六条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十二條の第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第八条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年

相当年齢が新条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十一年以上退職者となった者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例原則定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第十二条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例原則定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年(旧条例第三条第二号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢)とする。

(実施のための準備)

第十条 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年(旧条例第三条第二号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。)に達する職員(当該職員が占める職に係る旧条例第三条に規定する定年が年齢六十年である職員に限る。)に対し、新条例附則第五項の規定の例により、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2 警察本部長は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する特定地方警務官に対し、新条例附則第六項の規定の例により、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与

に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(群馬県職員の再任用に関する条例の廃止)

第十一条 群馬県職員の再任用に関する条例(平成十三年群馬県条例第七号)は、廃止する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で常時勤務を要する職を占めるものを除く。)」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 群馬県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「定年に達したことにより退職すべきこととなる日の翌日以降」を「群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)以下「県職員定年条例」という。」「第四条第一項又は第二項の規定により」に改め、同条第四号中「次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)」を「常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)」であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあつては当該子が二歳に達する日」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当して育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き同一職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削り、同号を同条第七号とし、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第九号。以下「市町村立学校職員定年条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している県費負担教職員（市町村立学校職員定年条例第一条に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。）

四 県職員定年条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された県職員定年条例第六条に規定する職を占める職員

五 市町村立学校職員定年条例第八条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された市町村立学校職員定年条例第五条に規定する職を占める県費負担教職員

第二条の三第二号中「場合において」の下に「、」を加え、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員又は」を「定年前再任用短時間勤務職員又は」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときにあつては口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業

の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則等で定める場合に該当する場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四を次のように改める。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときにあつては第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日にお

いて配偶者育児休業をしている場合

三 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として人事委員会規則等で定める場合に該当する場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「同一職に引き続き」を「引き続き同一職に」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十条第二号中「定年に達したことにより退職すべきこととなる日の翌日以降」を「県職員定年条例第四条第一項又は第二項の規定により」に改め、同条に次の三号を加える。

三 市町村立学校職員定年条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している県費負担教職員

四 県職員定年条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された県職員定年条例第六条に規定する職を占める職員

五 市町村立学校職員定年条例第八条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された市町村立学校職員定年条例第五条に規定する職を占める県費負担教職員

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第十七条の表第五条第十項の項を削り、同表第五条第一項及び第三項の項中「算出

率」を「勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)」に改め、同表第十二条の六第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十四条第四項の項を削り、同表第十四条第五項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)」に改める。

第十八条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の表第六条第十項の項を削り、同表第十六条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表第二十条第四項の項を削り、同表第二十条第五項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)」に改める。

第二十五条の表第四条第二項の項を削り、同表第十二条の六第二項第二号の項を次のように改める。

第十二条の六 第二項第二号	定年前再任用 短時間勤務職 員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三 年法律第百十号)第十八条第一項の規定により 採用された短時間勤務職員(以下「短時間勤務 職員」という。)
------------------	-----------------------	---

第二十五条の表第十四条第四項の項を削り、同表第十四条第五項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)」に改め、同表第二十一条の四第二項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条の表第十六条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表第二十条第四項の項を削り、同表第二十条第五項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例(平成四年群

馬県条例第一号)」に改め、同表第二十二條の三第二項の項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十八條第二号及び第二十九條第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の見出し及び四項を加える。

(県職員給与条例附則第十五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第十五項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が県職員給与条例附則第十五項の規定の適用を受ける場合における第二十三條の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第四項」とする。

(公立学校職員給与条例附則第十一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

6 育児短時間勤務職員に対する公立学校職員給与条例附則第十一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が公立学校職員給与条例附則第十一項の規定の適用を受ける場合における第二十三條の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第六項」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定(同号を同条第七号とする部分を除く。)、第二条の三第三号及び第二条の四の改正規定、第二条の五を削る改正規定、第三条の改正規定、第三条の次に一条を加える改正規定並びに第十一条第六号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施

行する。

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)、第二条第七号イ及びロ、第二条の三第三号、第二条の四、第三条並びに第三条の二の規定は、令和四年十月一日から適用する。

(経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、の規定により採用された職員は、改正後の条例第二条の三第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十四号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第十二条第一項第一号並びに第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年群馬県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 群馬県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十六号

群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「給与条例第四条第二項の規定の適用については、同項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第十七条第二項中「再任用職員」とあるのは「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条の規定により任期を定めて採用された職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」とあるのは「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に、「再任用短時間勤務学校職員」を、「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「と、公立学校職員給与条例第十九条第二項中「再任用学校職員」とあるのは「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条の規定により任期を定めて採用された学校職員」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十七号

群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この条例による改正後の群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第三条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十八号

職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年群馬県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「人事委員会規則で定める日数を含む。」と、「その者の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「その者」を「人事委員会規則で定める日数を含む。」と、「当該職員の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「当該職員」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「教育委員会規則で定める日数を含む。」と、「その者の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「その者」を「教育委員会規則で定める日数を含む。」と、「当該学校職員の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「当該学校職員」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十九号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三条第一号」を「第三条ただし書」に改め、「群馬県職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員にあつては五十九歳」を削る。

第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「人事委員会規則で定める日数を含む。」と、「その者の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「その者」を「人事委員会規則で定める日数を含む。」と、「当該職員の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「当該職員」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「教育委員会規則で定める日数を含む。」と、「その者の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「その者」を「教育委員会規則で定める日数を含む。」と、「当該学校職員の一週間当たりの要勤務日数」とあるのは「当該学校職員」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(経過措置)

2 令和五年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第二条第二項中「五十六歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	五十八歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	五十七歳

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十号

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成二十九年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第三号中「業務」の下に「(第五条第二項第三号に該当するに至ったときに行うものを除く。)」を加え、同条第三項中「する」を「、第七条第二号中「とき」とあるのは「とき(第五条第二項第三号に該当するに至ったときに行うものを除く。)」とする」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第六十一号

公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年群馬県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同条第三項中「含む。」の下に「第十条第二項において「勤務日数」という。」を、「十八日」の下に「(一月間の日数(群馬県の休日を含み、算入しない。))が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第四条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第五条の三中「十年」を「十五年」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「額(以下)の下に「この項及び第五項において」を加える。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「十八日」を「職員みなし日数」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして委員会規則

で定める職員が委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から第二十二項までを削る。

附則第二十三項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第六十九号) 附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)) 又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号) 附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。))」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十四項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第七十一号)」を、「日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第八十七号)」を、「国家公務員等退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第八十二号)」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十五項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号) 附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号) 第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十六項中「附則第三十項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第五項と

する。

附則第二十七項中「条例第二十八号」を「公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十八年群馬県条例第二十八号。次項及び附則第八項において「条例第二十八号」という。)」に改め、「まで」の下に「及び附則第十六項から第二十四項まで」を加え、「附則第二十七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二十八項中「第五条の二」の下に「及び附則第十八項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第二十九項中「第五条」の下に「又は附則第十七項」を加え、「附則第二十七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十項を附則第九項とし、附則第三十一項から第三十五項までを二十一項ずつ繰り上げる。

附則第三十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則に次の九項を加える。

16 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳(群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号。以下「令和五年旧職員定年条例」という。))第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第四条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十六項」とする。

17 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳(令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第五条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定

定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十七項」とする。

18 群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十一項の規定による職員の給料月額の変更に係る減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、附則第二十一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の末日(以下この項において「旧定年退職日」という。)後に退職した場合であつて、当該者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。)中に、給料月額の減額改定以外の理由(群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十一項の規定による職員の給料月額の変更に係る減額改定に該当しないものとする。)により当該者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該者が旧定年退職日に退職したものと計算した退職手当の額が、当該者が現に退職した日をもつて計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもつて当該者に支給すべき退職手当の額とする。

20 当分の間、第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて委員会が知事の承認を得たものに限る。次項において同じ。)に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三中「定年に達する日」とあるのは「定年(群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号。以下この条及び第六条の三において「令和五年旧職員定年条例」という。))第三条第二号に掲げる職員に相当する職員以外にあっては六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては六十歳とする。)に達する日」と、同条の表第五条第一項の項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年(令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員以外の者にあつては六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては六十歳とする。)」と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

21 当分の間、第五条第一項に規定する者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「零月」とする。

令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員以外の者	六十歳
令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員	六十三歳

22 当分の間、第五条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者及び法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第五条の三の規定の適用については、同条中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「その者に係る定年」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第五条第一項に規定する者（定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて委員会が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第二号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「附則第二十一項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 当分の間、第五条第一項に規定する者（定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて委員会が知事の承認を得た

もの及び公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第二号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項本文及び第十条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「職員が、」を「職員が」に改める部分を除く。）及び同条第十一項第五号並びに附則第三十六項の改正規定（同項を附則第十五項とする部分を除く。）並びに次項及び附則第四項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（第十条第四項の改正規定（「職員が、」を「職員が」に改める部分に限る。）及び附則第三十六項の改正規定（同項を附則第十五項とする部分に限る。）を除く。）による改正後の公立学校職員退職手当支給条例（以下この項において「新適用条例」という。）附則第三十六項の規定は令和四年四月一日から、新適用条例第十条第四項の規定及び附則第五項の規定は令和四年七月一日から、新適用条例第二条第三項本文及び第十条第二項の規定、改正後の公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十七年群馬県条例第七十号）附則第四項及び第七項の規定並びに附則第四項の規定は令和四年十月一日から適用する。

（経過措置）

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用

された職員に対するこの条例による改正後の公立学校職員退職手当支給条例(次項及び附則第五項において「新条例」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「もの」とあるのは、「もの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員を除く。」とする。

4 新条例第二条第三項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

5 新条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)
6 公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十七年群馬県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「新条例第二条第三項」を「公立学校職員退職手当支給条例第二条第三項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三条」を「同条例第三条」に改める。

附則第七項中「新条例」を「公立学校職員退職手当支給条例」に改める。

(公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十八年群馬県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例」を「公立学校職員退職手当支給条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第十六項若しくは第十七項」を加え、「新条例」を「同条例」に改め、「第五条の三まで」の下に「及び附則第十六項から第二十四項まで」を加える。

附則第六項中「新条例」を「公立学校職員退職手当支給条例」に、「新条例第五条の二」を「同条例第五条の二及び附則第十八項」に改める。

附則第七項中「新条例第五条」を「公立学校職員退職手当支給条例第五条又は附則第十七項」に改める。

(公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

8 公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成十五年群馬県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第二十七項」を「附則第六項」に改める。

(公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「附則第二十七項から第二十九項まで」を「附則第六項から第八項まで」に改める。

群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十二号

群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この条例による改正後の群馬県市町村立学校職員定数条例(以下この項において「新条例」という。)第二条第一項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、新条例の規定を適用する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十三号

群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項及び第六項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第四項の規定により当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条から第十条までを次のように改める。

第七条から第十条まで 削除

第十六条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「以下」の下に「この項から第四項までにおいて」を加え、同項第一号中「その者」を「当該学校職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「要勤務日数(以下この条)」を「要勤務日数(以下この号)」に、「学校職員(以下この条)」を「学校職員(次項)」に、「その者」を「当該学校職員」に、「割合(以下この条)」を「割合(次項)」に改め、同項第三号中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該学校職員」に改める。

第十九条第一項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務一時間当たりの給与額は、当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間が勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間であるものとした場合における給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額及び一週間当たりの勤務時間を基礎にして、前項の規定を適用して得られる額とする。

第二十条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第四項中「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第一号及び同条第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第二十二條の三第二項中「第十一条の三」を「第六条第一項及び同条第三項から第九項まで、第十一条の三」に、「及び」を「並びに」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十三条第二項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十四条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十四条の三第三項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則第四項中「ついては」の下に「、この条例に別段の定めがある場合を除き」を加える。

附則に次の八項を加える。

11 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が六十歳(群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三条第二号に掲げる職員に相当する学校職員にあつては、六十三歳)に達した日後における最初の四月一日(附則第十三項において「特定日」という。)以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第四項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに第六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当

該学校職員の受ける号級に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

12 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

一 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤職員

二 群馬県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める学校職員及び群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第九号)第八条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第五条に規定する職を占める学校職員

三 群馬県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員及び群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員(群馬県職員の定年等に関する条例第二条又は群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた学校職員を除く。)

13 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十五項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第十一項の規定により当該学校職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(教育委員会規則で定める学校職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十一項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第五条第四項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第四項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第十三項に規定する学校職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第十三項(附則第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第十三項又は前二項の規定による給料を支給される学校職員に対する第二十五条の二第一項及び第二十五条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十三項(附則第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十五項又は第十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第十一項から前項までに定めるもののほか、附則第十一項の規定による給料月額、附則第十三項の規定による給料その他附則第十一項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「群馬県教育委員会」を「群馬県」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

額 円 00

円	基準給料月額	円	基準給料月額
0	324,400	円	405,200

別表第一の二再任用学校職員以外の学校職員の欄中「群馬県教育委員会」を「群馬県」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

円	基準給料月額	円	基準給料月額	円	基準給料月額	円	基準給料月額
0	234,000	円	274,300	円	331,100	円	415,200

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 289,700

別表第二再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「再任用学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短勤務学校職員		基準給料月額	基準給料月額
		円 225,200	円 271,10

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

別表第三再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「再任用学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短勤務学校職員		基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 215,300

前用間学 員 年任時務 職 定再短勤 校	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	187,700	215,200	255,200

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(学校職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第十一項から第十八項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している学校職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 暫定再任用学校職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合

(合を含む。))又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された学校職員をいう。第五項から第八項までにおいて同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)(の給料月額は、当該暫定再任用学校職員が改正後の条例第六条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される群馬県公立学校職員の給与に関する条例第五条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第四項の規定により当該暫定再任用学校職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号)第三条第二項の規定により定められた当該暫定再任用学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される群馬県公立学校職員の給与に関する条例第五条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第四項の規定により当該暫定再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額に、群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の条例第十六条第二項、第十九条第二項及び第二十条第二項の規定を適用する。

5 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の条例第二十三条第三項の規定を適用する。

- 6 改正後の条例第二十四条第一項の学校職員に暫定再任用学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員」とする。
- 7 群馬県公立学校職員の給与に関する条例第六条第一項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで、第十一条の三、第十四条、第十四条の二、第十五条の二、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三並びに第二十五条並びに改正後の条例第六条第四項及び第六項の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用学校職員に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十四号

群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一注中「再任用学校職員（地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項）」を「定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法第二十二条の四第一項）」に改める。

別表第二中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員は、この条例による改正後の群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表第一注に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、新条例の規定を適用する。

群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十五号

群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(経過措置)

2 給与条例附則第十三項(給与条例附則第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十五項又は第十六項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条第一項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第十三項(給与条例附則第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十五項又は第十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された教育職員は、この条例による改正後の群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、新条例の規定を適用する。

群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十六号

群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 定年制度(第二条―第四条)
 - 第三章 管理監督職務上限年齢制(第五条―第十条)
 - 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十一条)
 - 第五章 雑則(第十二条)
- 附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項及び第二項並びに第二十八条の三」を「。以下「法」という。」「第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改める。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる」に、「その県費負担教職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該県費負担教職員に」に、「その県費負担教職員を当該」を「当該県費負担教職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第八条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第一項又は第二項の規定により延長さ

れた異動期間を含む。)を延長した県費負担教職員であつて、定年退職日において管理監督職(第五条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。)を占めている県費負担教職員については、第八条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該県費負担教職員が占めている

管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、同項第二号中「によりその」を「があるため、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないため、その県費負担教職員の退職により」を「できず」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する県費負担教職員にあつては、当該県費負担教職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「教育委員会は」の下に「第一項の規定により引き続き勤務することとされた県費負担教職員及び第二項の規定により期限が延長された県費負担教職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第五条の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第二章の次に次の第二章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第五条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)第十一條の二第一項に規定する管理職手当を支給される県費負担教職員の職
- 二 群馬県公立学校職員の給与に関する条例第五條第一項に規定する事務職給料表

の適用を受ける県費負担教職員でその職務の級が六級又は七級であるものの職のうち教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職

(管理監督職務上限年齢)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第七条 教育委員会は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該県費負担教職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第九条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- 三 当該県費負担教職員の他の職への降任等をする際に、当該県費負担教職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める県費負担教職員(以下この号において「上位職費負担教職員」という。)(他の職への降任等もする場合)には、第一号に掲げる基準に従つた上

での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職費負担教職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第八条 教育委員会は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める県費負担教職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該県費負担教職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達し

た日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある県費負担教職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める県費負担教職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該県費負担教職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず校務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該県費負担教職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず校務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該県費負担教職員の他の職への降任等により校務の運営に著しい支障が生ずること。

2 教育委員会は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める県費負担教職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある県費負担教職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該県費負担教職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことできない。

3 教育委員会は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として教育委員会が人事委員会の承認を得て定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める

県費負担教職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる県費負担教職員(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した県費負担教職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該県費負担教職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該県費負担教職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている県費負担教職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該県費負担教職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 教育委員会は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める県費負担教職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める県費負担教職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る県費負担教職員の同意)

第九条 教育委員会は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ県費負担教職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十条 教育委員会は、第八条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年再任用短時間勤務県費負担教職員の任用)

第十一条 教育委員会は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される県費負担教職員その他の法律により任期を定めて任用される県費負担教職員及び非常勤の県費負担教職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める県費負担教職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める県費負担教職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

附則に次の二項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 教育委員会は、自分の間、県費負担教職員(臨時的に任用される県費負担教職員その他の法律により任期を定めて任用される県費負担教職員及び非常勤の県費負担

教職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に県費負担教職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された県費負担教職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった県費負担教職員(以下この項において「末日経過県費負担教職員」という。)を除く。)にあつては当該県費負担教職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過県費負担教職員にあつては当該県費負担教職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該県費負担教職員に対し、当該県費負担教職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 教育委員会は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)(第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。))が施行日以後に到来する県費負担教職員(以下この項において「旧条例勤務延長県費負担教職員」という。))について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)(第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長県費負担教職員に

係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 教育委員会は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年(新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している県費負担教職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年)に達している県費負担教職員(当該教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職にあつては、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める県費負担教職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 教育委員会は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に

採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。)をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、教育委員会は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十一条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。
 - 4 暫定再任用県費負担教職員(第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された県費負担教職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用県費負担教職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
 - 5 教育委員会は、暫定再任用県費負担教職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用県費負担教職員の同意を得なければならない。
- 第四条 教育委員会は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第十一条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同一の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときににおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、教育委員会は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第八条において同じ。)に達している者(新条例

第十一条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
(令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)
- 第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - 一 施行日以後に新たに設置された職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢)
- 第六条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月

一日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している県費負担教職員とする。

(定年前再任用短時間勤務県費負担教職員に関する経過措置)

第八条 教育委員会は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十一条に規定する年齢六十年以上退職者となった者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例原則定年相当年齢に達している者(当該教育委員会が人事委員会の承認を得て定める短時間勤務の職にあつては、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める者)を、新条例第十一条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十一条の規定により採用された県費負担教職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務県費負担教職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定

年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務県費負担教職員(当該教育委員会が人事委員会の承認を得て定める短時間勤務の職にあつては、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める定年前再任用短時間勤務県費負担教職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

(実施のための準備)

第十条 教育委員会は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する県費負担教職員に対し、新条例附則第四項の規定の例により、当該県費負担教職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(群馬県市町村立学校職員の再任用に関する条例の廃止)

第十一条 群馬県市町村立学校職員の再任用に関する条例(平成十三年群馬県条例第十一号)は、廃止する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第六十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された県費負担教職員で常時勤務を要する職を占めるものを除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例第八条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める

県費負担教職員

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された県費負担教職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される県費負担教職員」とあるのは、「任期を定めて任用される県費負担教職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された県費負担教職員を除く。」とする。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十八号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第四条第一項及び第二項、第五条第二項、第十三条第一項第一号並びに第二十二條中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された学校職員は、この条例による改正後の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、新条例の規定を適用する。

群馬県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十九号

群馬県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県教育職員免許法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第三号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第七号から第十号までを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十号

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成六年群馬県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第九条第二項中「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同項第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改め、同項第二号中「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」を「二十七万六千五百五十円と二十八円三十五銭」に改める。

第十三条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十一号

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第三項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第五条第一号中「道路(以下)の下に「この号及び第三号において」を加え、「料金(以下)を「料金(第三号において)」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加える。

第十三条中「その者」を「当該職員」に改める。

第十七条第二項第一号中「に係る定年退職日(群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第二条に規定する定年退職日をいう。以下この号において同じ。)」から五年を遡つた日後」を「が五十六歳に達した日以後」に、「その定年退職日」を「当該職員に係る定年退職日(群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第二条に規定する定年退職日をいう。)」に改める。

第十八条の二の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 職員(企業管理規程で定める職員を除く。)が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料については、群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の例により、企業管理規程で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置等）

- 2 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第三条の三、第四条、第四条の三、第五条の二、第十一条、第十四条、第十四条の二及び第十五条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）には適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十二号

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十四年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第三項」に、「短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第十条第一号中「道路（以下）の下に「この号及び第三号において」を加え、「料金（以下）」を「料金（第三号において）」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加える。

第二十条中「その者」を「当該職員」に改める。

第二十五条第二項第一号中「に係る定年退職日（群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）第二条に規定する定年退職日をいう。以下この号において同じ。）から五年を遡った日後」を「が病院管理規程で定める年齢に達した日以後」に、「その定年退職日」を「当該職員に係る定年退職日（群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）第二条に規定する定年退職日をいう。）」に改める。

第二十七条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

（六十歳に達した職員の給料）

5 職員（病院管理規程で定める職員を除く。）が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料については、群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号）の例により、病院管理規程で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置等)

2 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例第六条から第九条まで、第十一条及び第二十一条の規定は、暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)(同条例第八条の規定については、これらの職員のうち病院管理規程で定める者に限る。)には適用しない。

3 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、病院管理規程で定める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
